

業務仕様書

1 業務名

令和8年度沖縄戦跡国定公園公園計画に係る審議会等対応支援並びに資料作成業務

2 目的

沖縄戦跡国定公園は、平成4年に公園計画を変更してから約30年が経過している。近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地化等の開発が進むなど、策定当時と比べ現在の沖縄戦跡国定公園をとりまく自然的・社会的条件が変化している状況にある。

そのため、本業務では、令和4年度から令和7年度までの成果を踏まえ、公園計画変更の手続きに必要な審議会を支援するとともに、公園の管理に必要な管理用図面を作成することを目的とする。

3 対象地域

沖縄戦跡国定公園（糸満市、八重瀬町）

4 業務内容

(1) 各審議会等への支援並びに追加資料の作成

沖縄県による自然環境保全審議会をはじめとする諸手続きの実施に必要な資料の作成を支援するとともに、環境省による中央環境審議会をはじめとする諸手続きの実施に必要な追加資料の作成を支援する。

(2) 公園計画変更案修正

各審議会等の結果を受けて、公園計画変更案の修正を行う。

(3) 管理用図面作成

環境省が告示に使用した図面に基づき、地番界等の補足的な情報を加えた管理用図面を作成する。

5 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

6 成果品の検査

本業務は成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正又は再作業を行うものとする。

7 再委託等の禁止

本委託契約の再委託条項に関する「契約の主たる部分」及び「簡易な業務」を以下に定める。

(1) 契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える部分
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 簡易な業務

- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データ入力及び集計

8 成果品

- ・業務報告書 10部
- ・管理用図面 8部
- ・成果品電子データ 1式

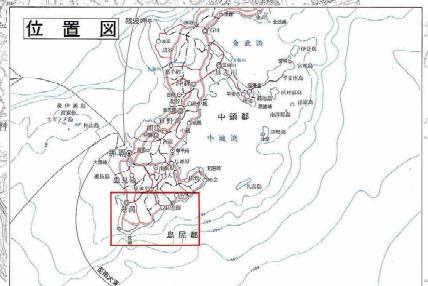
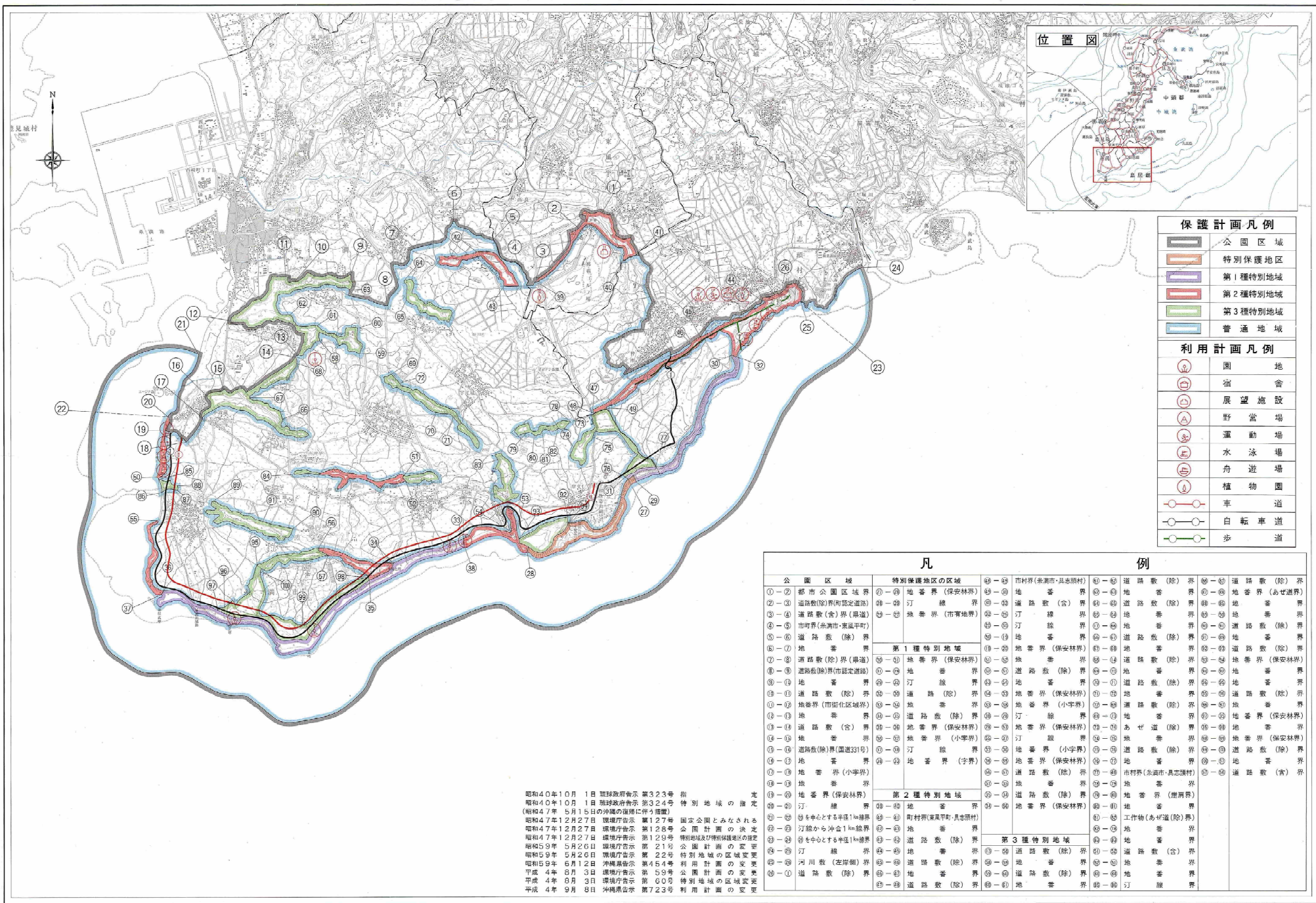
9 提出書類

- (1) 着手届（契約後すみやかに）
- (2) 主任技術者等通知書、経歴書等（〃）
- (3) 業務工程表（〃）
- (4) 業務実施計画書（契約後14日以内）
- (5) 委託業務完了報告書（完了時）
- (6) 引渡書、請求書（検査合格後）
- (7) その他委託者が指示する書類（適宜）

10 その他留意事項

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めるものとする。
- (3) 本業務の遂行中に知り得た内容及び成果等については、全て委託者に帰属し、承諾無く他に公表したり、貸与したりしてはならない。

沖縄戦跡国定公園区域及び公園計画図



保護計画凡例

- 公園区域
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用計画凡例

- 園地
- 宿舎
- 展望施設
- 野営場
- 運動場
- 水泳場
- 舟遊場
- 植物園
- 車道
- 自転車道
- 歩道

| 凡 | | 例 | |
|----------------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 公園区域 | 特別保護地区の区域 | ①-① 市村界(糸満市・具志堅村) | ①-① 道路敷(除)界 |
| ①-② 都市公園区域界 | ①-② 地帯界(保安林界) | ①-② 地帯界 | ①-② 道路敷(除)界 |
| ②-③ 道路敷(除)界(認定道路) | ②-③ 汀線界 | ②-③ 道路敷(含)界 | ②-③ 道路敷(除)界 |
| ③-④ 道路敷(含)界(国道) | ③-④ 地帯界(市界) | ③-④ 汀線界 | ③-④ 地帯界 |
| ④-⑤ 市村界(糸満市・東風平町) | | ④-⑤ 汀線界 | ④-⑤ 道路敷(除)界 |
| ⑤-⑥ 道路敷(除)界 | | ⑤-⑥ 地帯界 | ⑤-⑥ 地帯界 |
| ⑥-⑦ 地帯界 | 第1種特別地域 | ⑥-⑦ 地帯界(保安林界) | ⑥-⑦ 道路敷(除)界 |
| ⑦-⑧ 道路敷(除)界(国道) | ⑦-⑧ 地帯界 | ⑦-⑧ 道路敷(除)界 | ⑦-⑧ 道路敷(除)界 |
| ⑧-⑨ 道路敷(除)界(市認定道路) | ⑧-⑨ 汀線界 | ⑧-⑨ 地帯界 | ⑧-⑨ 地帯界 |
| ⑨-⑩ 地帯界 | ⑨-⑩ 道路敷(除)界 | ⑨-⑩ 地帯界 | ⑨-⑩ 道路敷(除)界 |
| ⑩-⑪ 道路敷(除)界 | ⑩-⑪ 地帯界 | ⑩-⑪ 地帯界(保安林界) | ⑩-⑪ 地帯界 |
| ⑪-⑫ 地帯界(市田化区域界) | ⑪-⑫ 道路敷(除)界 | ⑪-⑫ 地帯界(小字界) | ⑪-⑫ 道路敷(除)界 |
| ⑫-⑬ 地帯界 | ⑫-⑬ 汀線界 | ⑫-⑬ 地帯界 | ⑫-⑬ 地帯界 |
| ⑬-⑭ 道路敷(含)界 | ⑬-⑭ 地帯界(保安林界) | ⑬-⑭ 汀線界 | ⑬-⑭ 地帯界(保安林界) |
| ⑭-⑮ 地帯界 | ⑭-⑮ 地帯界 | ⑭-⑮ 汀線界 | ⑭-⑮ 地帯界(保安林界) |
| ⑮-⑯ 道路敷(除)界(国道331号) | ⑮-⑯ 汀線界 | ⑮-⑯ 地帯界(小字界) | ⑮-⑯ 道路敷(除)界 |
| ⑯-⑰ 地帯界 | ⑯-⑰ 地帯界 | ⑯-⑰ 地帯界 | ⑯-⑰ 地帯界 |
| ⑰-⑱ 地帯界(小字界) | ⑰-⑱ 道路敷(除)界 | ⑰-⑱ 市村界(糸満市・具志堅村) | ⑰-⑱ 道路敷(含)界 |
| ⑱-⑲ 地帯界 | ⑱-⑲ 地帯界 | ⑱-⑲ 地帯界 | ⑱-⑲ 道路敷(除)界 |
| ⑲-⑲ 地帯界(保安林界) | 第2種特別地域 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界(惣洞界) |
| ⑲-⑲ 汀線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界(保安林界) | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ①を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 町村界(東風平町・具志堅村) | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ②を以て中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ③を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ④を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑤を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑥を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑦を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑧を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑨を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑩を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑪を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑫を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑬を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑭を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑮を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑯を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑰を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑱を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ⑳を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉑を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉒を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉓を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉔を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉕を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉖を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉗を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉘を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉙を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉚を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉛を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉜を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉝を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉞を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㉟を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊱を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊲を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊳を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊴を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊵を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊶を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊷を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊸を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊹を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊺を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊻を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊼を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊽を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊾を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 道路敷(除)界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |
| ⑲-⑲ ㊿を中心とする半径1km線界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 | ⑲-⑲ 地帯界 |

昭和40年10月1日 琉球政府告示 第323号 指 定
 昭和40年10月1日 琉球政府告示 第324号 特 別 地 域 の 指 定
 (昭和47年5月15日の沖縄の復帰に伴う措置)
 昭和47年2月27日 環境庁告示 第127号 国 定 公 園 と み な さ れ る
 昭和47年12月27日 環境庁告示 第128号 公 園 計 画 の 決 定
 昭和47年12月27日 環境庁告示 第129号 特 別 地 域 及 び 特 別 保 護 地 域 の 指 定
 昭和49年5月26日 環境庁告示 第21号 公 園 計 画 の 変 更
 昭和49年5月26日 環境庁告示 第22号 特 別 地 域 の 区 域 変 更
 昭和49年6月12日 沖縄県告示 第454号 利 用 計 画 の 変 更
 平成4年8月3日 環境庁告示 第59号 公 園 計 画 の 変 更
 平成4年8月3日 環境庁告示 第60号 特 別 地 域 の 区 域 変 更
 平成4年9月8日 沖縄県告示 第723号 利 用 計 画 の 変 更